

令和3年第2回浦幌町議会定例会（第3号）

令和3年6月11日（金曜日）

開議 午前10時00分

閉会 午前10時31分

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 諸般の報告（議長）
日程第 3 行政報告（町長）
日程第 4 発委第 5号 令和4年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 5 発委第 6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について
日程第 6 発委第 7号 令和3年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
日程第 7 発議第 3号 議員の派遣について
日程第 8 発議第 4号 所管事務調査について

○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一
5番	澤口敏晴	6番	安藤忠司
7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町長 水澤一廣

副町長 山本輝男

町部局

総務課長	獅子原	将	文
まちづくり政策課長	岡崎	史	彦
町民課長	佐藤		亘
こども子育て支援課長	正保		操
保健福祉課長	廣富	直	樹
産業課長	小川	博	也
施設課長	早瀬		実
上浦幌支所長	小林	昭	典
診療所事務長	鈴木		広

教育委員会

教育長	水野	豊	昭
教育次長	熊谷	晴	裕

農業委員会

会長	小川	博	幸
事務局長	坂下	利	行

監査委員

代表監査委員	神谷	敏	昭
--------	----	---	---

○出席議会事務局職員

局長	小島	師	紀
議事係長	川上	信	義

◎開議の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

6番、安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第2回浦幌町議会定例会、本日11日の運営について、6月8日本会議終了後、正副議長出席の下、議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、報告します。

本日の議事は、諸般の報告、行政報告に続き、各常任委員会から発委第5号から第7号までの3件、議長提出は議員の派遣、所管事務調査についてであります。したがって、本定例会は、本日をもって最終日とすることにいたしました。

以上、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 諸般の報告

○田村議長 日程第2、諸般の報告を行います。

令和3年6月1日から6月10日までの1の議長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

2のその他については、特に報告すべき事項はありません。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○田村議長 日程第3、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

令和3年6月1日から令和3年6月10日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おき願いたいと思います。

2のその他につきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業の実施について報告をいたします。本町では、接種順位の上位者である令和3年度中に65歳以上に達する方のうち第1弾として社会福祉施設等に入所している方と当該施設従事者等に対して6月2日をもって第2回接種を完了したところです。次に、第2弾ではこの接種を実施し

た入所者等以外の65歳以上の方1,757人につきまして5月26日から3会場で集団接種を開始し、本日接種する予約者を含めた1回目の接種が完了する人数は1,301人、接種率は74%となり、1回目の接種を6月13日に完了し、2回目の接種につきましては6月16日から7月4日までの期間で実施することになり、接種を希望する65歳以上の方の接種を完了する見込みです。これまで本町が実施した接種に関わる副反応につきましては、ワクチンはどんなワクチンでも副反応をなくすことは困難であり、接種後において何らかの副反応を生じることがありますが、接種された方のうち発熱、接種部位の痛み、疲労感及び筋肉痛などの症状が発生した方がいたものの、接種後すぐに現れるアナフィラキシーなどの症状があった方につきましては一人もいない状況で実施することができています。

第2弾接種者以外の対象者につきましては6月1日から国から支給されるファイザー社のワクチンの対象年齢が16歳以上から12歳以上に引き下げられたこともあり、本町の65歳未満から12歳に達する方に対する国から供給されるワクチンの量が対象者全員に接種することができる量に満たないことから、供給されるめどが立ったワクチンの量により各年齢で接種順位を設定し、第3弾として本年度中に40歳となる方以上の年齢の方に対し6月下旬に接種券を送付し、早くても7月12日の週から接種できる準備を整えているところであります。

なお、第4弾として実施する40歳未満から12歳に達する方の接種は、今後の国のワクチン供給量によって判断しますが、適宜対象者の年齢を繰り下げながら9月末を目標にワクチン接種を希望される全ての町民に対して接種できるように進めてまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業の実施についての報告といたします。

以上で行政報告を終わります。

○田村議長 これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 発委第5号

○田村議長 日程第4、発委第5号 令和4年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務文教厚生常任委員長。

○河内総務文教厚生常任委員長 1ページを御覧ください。発委第5号 令和4年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年6月11日提出、提出者、総務文教厚生常任委員長。

次のページを御覧ください。令和4年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

提出議案につきましては、お手元に配付してありますので、要旨のみ説明いたします。

地方の財源対応について、政府は骨太方針2018に基づき令和3年度の地方財政計画までは平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保してきた。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、令和4年度の政府予算と地方財政の検討に当たってはコロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう政府に以下の事項の実現を求めます。

1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。

2、新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、確実な財源措置をはかること。

3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。

4、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、自治体業務システムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域でデジタル化に対応する人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。

6、会計年度任用職員制度について、法の主旨に基づいて当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を確実に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

7、森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

8、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。

9、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

10、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月11日、十勝郡浦幌町議会。

提出先は、内閣総理大臣ほか関係大臣であります。

議員各位のご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発委第6号

○田村議長 日程第5、発委第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務文教厚生常任委員長。

○河内総務文教厚生常任委員長 4ページを御覧ください。発委第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年6月11日提出、提出者、総務文教厚生常任委員長。

次のページを御覧ください。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書(案)。

提出議案につきましては、お手元に配付してありますので、要旨のみ説明いたします。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するために教職員定数の改善、少人数学級の実現と教職員の超勤、多忙化解消は不可欠である。また、教育現場では給食費、修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体

によって措置に格差が生じている。こうしたことから、国においては教育予算の確保、拡充、就学保障の充実を図るよう意見します。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請します。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月11日、十勝郡浦幌町議会。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣であります。

議員各位のご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発委第7号

○田村議長 日程第6、発委第7号 令和3年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。

産業建設常任委員長。

○澤口産業建設常任委員長 議案書の7ページを御覧ください。発委第7号 令和3年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年6月11日提出、提出者、産業建設常任委員会委員長。

8ページをお開きください。提出議案につきましては、お手元に配付してありますので、要旨のみご説明申し上げます。

令和3年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にはほとんど関与することができません。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和3年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

1、「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1,036円）を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月11日、十勝郡浦幌町議会。

提出先は、北海道労働局局長ほか記載のとおりであります。

議員各位のご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第3号

○田村議長 日程第7、発議第3号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。会議規則130条の規定により、お手元に配付の内容で議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、提案のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎日程第8 発議第4号

○田村議長 日程第8、発議第4号 所管事務調査についてを議題といたします。

各委員長から、次の定例会までの議会閉会中にお手元に配付のとおり所管事務調査を行いたいとの申出がありました。所管事務調査については、各委員長の申出どおり各委員会に付託して議会閉会中に調査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長より申出のあった所管事務調査については、各委員会にこれの調査を付託して議会閉会中の調査をすることに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○田村議長 お諮りをいたします。

これで本日の日程及び本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○田村議長 これをもって会議を閉じます。

令和3年第2回浦幌町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時31分